

第 3 部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

- 基本方針
 - I 産業廃棄物の発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 適正処理の推進

- 目標（基準：2018年度、目標：2030年度）
 - I 排出量
 - ・排出量を2018年度実績以下に抑制
 - II 再生利用率
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
 - III 最終処分量
 - ・最終処分量を2018年度実績に対して1%削減

- 基本施策
 - 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
 - 2 循環的利用の促進
 - 3 優良な排出事業者・処理業者の育成

第1章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせるまちの構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

こうした取組を進めていく中で、2019（令和元）年度に実施した産業廃棄物排出処理状況実態調査の2018（平成30）年度実績においては、排出量が約1,330,000tとなり、2008（平成20）年度と比較し、減少するという結果となりました。

個別にみると、種類別排出量では動物のふん尿、汚泥、がれき類、鋳さい、ばいじんについては減少し、その他の品目は増加しました。また業種別排出量では、農業、電気・水道業、建設業が減少し、製造業は増加しました。

この背景として、本市は全国的に見ても農業が盛んな地域であり、特に畜産農家から排出される動物のふん尿が、全排出量に対し高い割合を占めるという特徴がある中で、農家数が減少していることや、特定の製造事業者から排出される鋳さいやばいじんの排出量が大きく減少した一方で、リーマンショックからの回復により製造業からの全体的な排出量が増加しているものと分析されます。

新たな計画策定にあたっては、廃棄物の種類や排出元業種により実情が異なることを勘案しつつ、本市の産業構造の変化にも配慮した発生・排出抑制や再生利用への取組が必要となります。

表 3-1: 産業廃棄物の排出量などの推移

(単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		1,605.2	1,543.6	1,332.7
再生利用量		667.0	693.1	621.6
中間処理による減量化量		900.9	811.5	680.6
最終処分量		36.9	39.0	30.3
保管・その他量		0.5	0.0	0.2

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

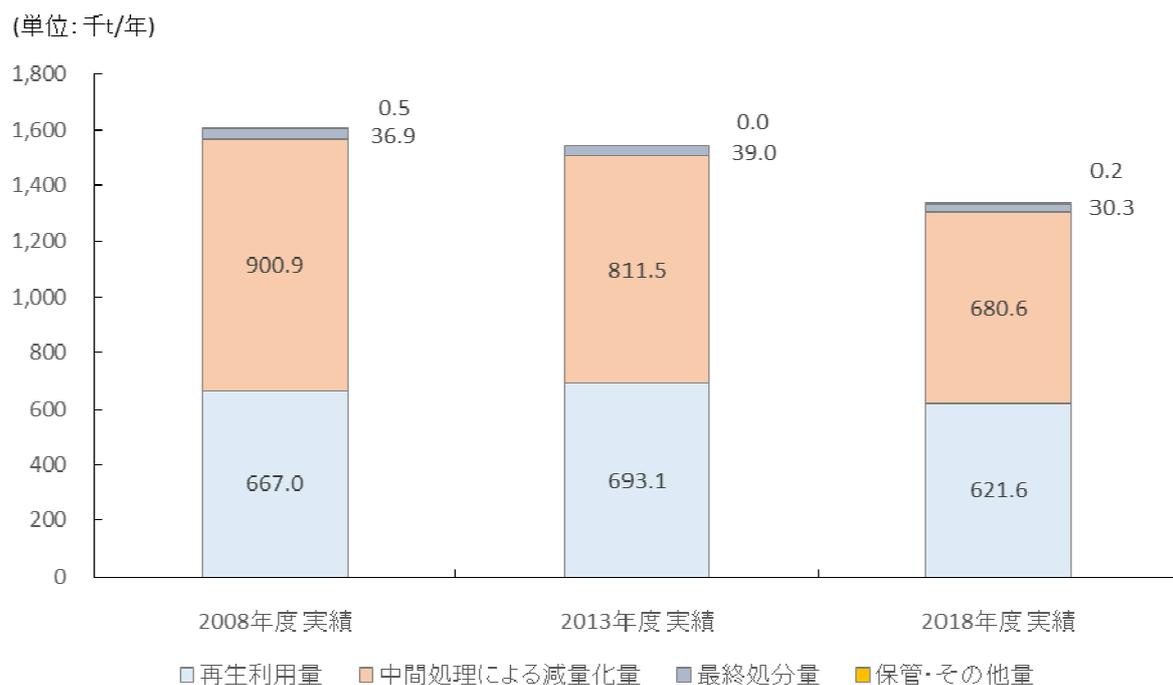


図 3-1: 産業廃棄物の排出量などの推移

表 3-2: 産業廃棄物の種類別排出量などの推移

◎動物のふん尿 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		535.1	483.0	448.9
再生利用量		137.5	122.3	107.7
中間処理による減量化量		397.6	360.7	341.1
最終処分量		—	—	—
保管・その他量		—	—	—

◎汚泥 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		456.0	441.1	330.0
再生利用量		21.2	27.6	15.7
中間処理による減量化量		426.6	407.5	309.4
最終処分量		8.1	6.1	4.9
保管・その他量		0.0	—	0.0

◎がれき類 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		260.4	207.7	184.0
再生利用量		234.2	195.8	175.3
中間処理による減量化量		21.8	1.8	0.2
最終処分量		4.4	10.0	8.5
保管・その他量		—	—	0.0

◎鉱さい (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		135.7	138.4	38.7
再生利用量		135.2	138.4	27.3
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		0.5	—	11.4
保管・その他量		—	—	—

◎ばいじん (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		67.1	30.4	18.9
再生利用量		65.7	29.8	18.6
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		1.8	0.6	0.3
保管・その他量		—	—	0.0

◎その他の品目 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		150.9	243.1	312.2
再生利用量		73.1	179.3	277.0
中間処理による減量化量		55.2	41.6	29.8
最終処分量		22.1	22.2	5.2
保管・その他量		0.5	—	0.1

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

注 2: ばいじんは、処理方法により、合計が一致しない場合があります。

表 3-3: 産業廃棄物の業種別排出量などの推移

◎農業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		535.3	483.0	449.0
再生利用量		137.5	122.3	107.8
中間処理による減量化量		397.6	360.7	341.1
最終処分量		—	—	0.0
保管・その他量		0.2	—	0.0

◎製造業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		325.6	337.2	346.2
再生利用量		211.9	239.6	239.1
中間処理による減量化量		93.7	86.7	93.4
最終処分量		20.0	10.9	13.6
保管・その他量		0.0	—	0.1

◎電気・水道業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		418.4	407.8	281.4
再生利用量		59.8	71.4	54.8
中間処理による減量化量		354.0	333.2	221.9
最終処分量		4.6	3.2	4.7
保管・その他量		—	—	0.0

◎建設業 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		289.2	250.2	194.0
再生利用量		252.9	232.1	179.9
中間処理による減量化量		27.6	3.9	3.5
最終処分量		8.7	14.1	10.6
保管・その他量		—	—	0.0

◎その他の業種 (単位: 千t/年)

区分	年度	2008年度 実績	2013年度 実績	2018年度 実績
排出量		36.7	65.4	62.0
再生利用量		5.0	27.6	39.9
中間処理による減量化量		28.0	27.0	20.7
最終処分量		3.6	10.8	1.4
保管・その他量		0.3	—	0.0

注 1: 各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

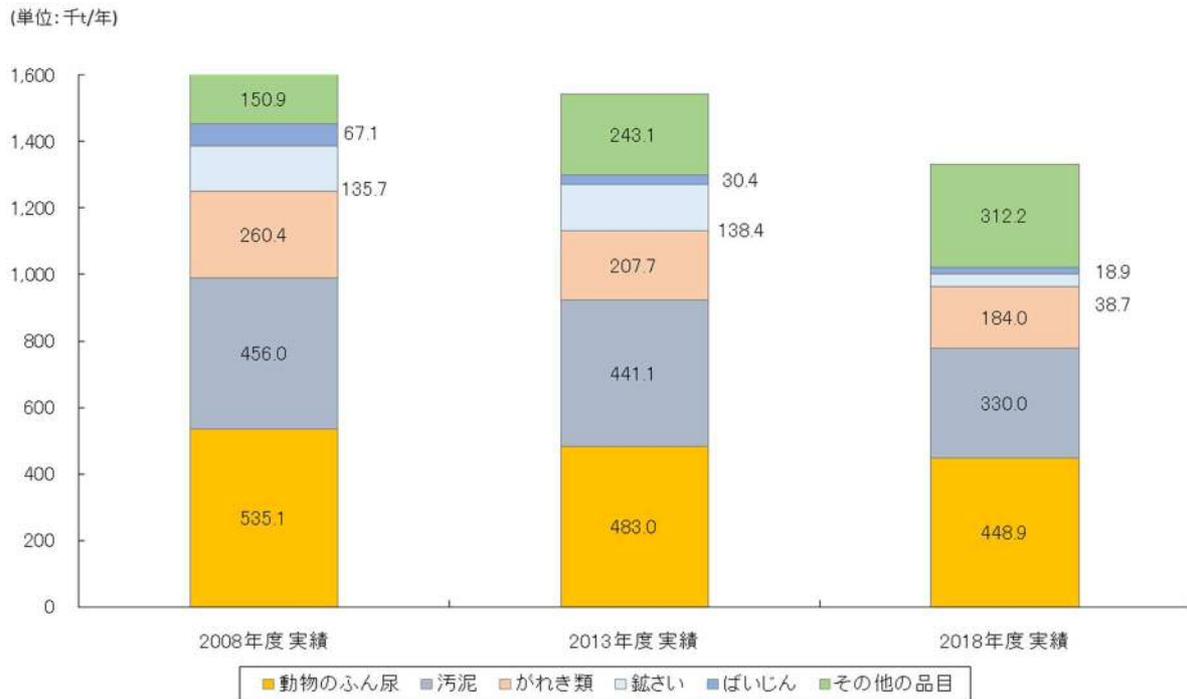


図 3-2: 産業廃棄物の種類別排出量などの推移

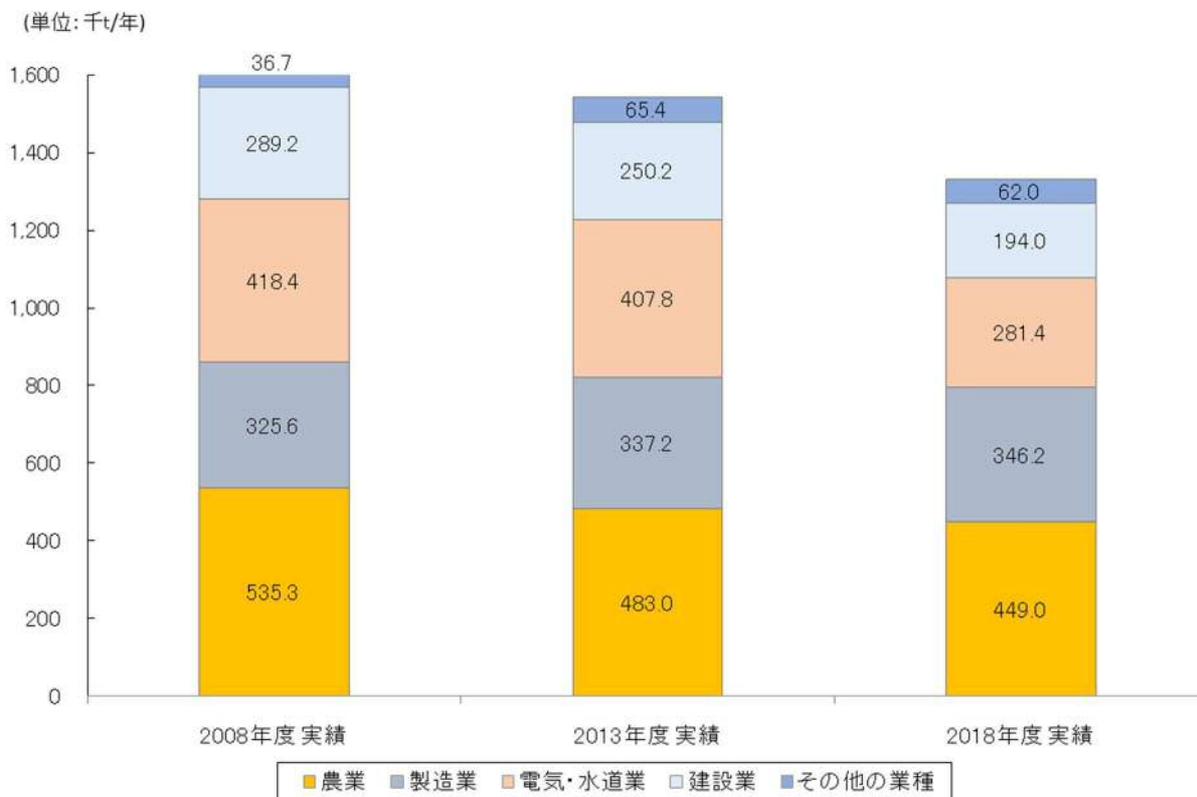


図 3-3: 産業廃棄物の業種別排出量などの推移

第1節 主な取組内容

2011（平成23）年3月に策定し、2016（平成28）年3月に改訂した「産業廃棄物処理基本計画」では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次に掲げる内容に取り組みました。

1-1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進（基本施策1）

【主な具体的取組】

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

多量排出事業者の産業廃棄物の排出量は、本市の産業廃棄物の排出量全体の4割を占めており、「産業廃棄物の発生・排出抑制」における目標を達成するうえで、多量排出事業者の協力は不可欠となっていることから、2011（平成23）年度から多量排出事業者に対する立入件数を年間40件程度に増やし、適正処理に関する指導・助言に努めてきました。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類の排出量が全体の7割以上を占めており、業種別でみると、農業、製造業、電気・水道業、建設業の排出量が全体の9割以上を占めていたことから、効率的な発生・排出量の削減を目指し、排出量の多い種類・業種を対象とした指導等を行ってきました。

他にも、公共工事に伴う建設廃棄物や公立病院からの医療廃棄物などの公共事業にかかる廃棄物の排出抑制を推進するとともに、公共事業におけるリサイクル材や再利用品の利用促進について取組を行ってきました。

《多量排出事業者への立入件数》

- 2017（平成29）年度実績：47件
- 2018（平成30）年度実績：44件
- 2019（令和元）年度実績：32件

1-2 循環的利用の促進（基本施策2）

【主な具体的取組】

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りをを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言、さらには再生利用に関する情報提供を行ってきました。

また、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの各種リサイクル法の運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法を遵守した適正処理を促してきました。

《自動車リサイクル法関連施設への立入件数》

- 2017（平成29）年度実績：83件
- 2018（平成30）年度実績：98件
- 2019（令和元）年度実績：67件

《建設リサイクル法に係るパトロール件数》

- 2017（平成29）年度実績：2件
- 2018（平成30）年度実績：2件
- 2019（令和元）年度実績：2件

1-3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実（基本施策3）

【主な具体的取組】

- 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正事案への厳正な対応
- 市民に対する情報の公開・発信の推進
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化

2011（平成23）年度より優良事業者の認定制度について周知を図り、優良事業者数の増加に努めてきました。

また、不法投棄などへの取組では、本市が運用する「不適正事案管理機能システム」により、過去の記録を活用し不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図り、不適切行為者に対しては、文書指導などの厳正な対応を行ってきました。

他にも、（一社）愛知県産業資源循環協会・地元自治会・行政が連携し、不法投棄多発箇所における不法投棄物の撤去を行うなど、円滑な産業廃棄物の処理体制の構築に取り組んできました。

《優良認定事業者数》

- 2020（令和2）年3月末 現在：9事業者（のべ13件）

《不法投棄件数：産業廃棄物に係るもの》

- 2017（平成29）年度実績：20件
- 2018（平成30）年度実績：30件
- 2019（令和元）年度実績：32件

《不法投棄物の撤去》

- 2019（令和元）年12月 豊橋市西赤沢地区

第2節 目標の達成状況

2011（平成23）年3月に策定し、2016（平成28）年3月に改訂した「産業廃棄物処理基本計画」では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目 標（基準：2013年度、目標：2020年度）

- I 排出量・最終処分率の削減（2020年度において）
 - ・排出量を2013年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上（2020年度において）
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

この目標についての達成状況を次に示します。

排出量に関する目標については、大幅に目標値を達成しましたが、最終処分率及び再生利用率に関する目標については、数量の改善はありましたが、目標（率）は未達成となっています。

表 3-4: 2018(平成30)年度における目標の進捗状況

区分	年度	2013年度 実績(基準)	2018年度 実績	2020年度 (目標)	達成状況※
排出量		1,543.6千t	1,332.7千t	1,543.6千t	達成
最終処分率(最終処分量)		2.5% (39.0千t)	2.3% (30.3千t)	2.0% (30.9千t)	未達成
再生利用率(再生利用量)		44.9% (693.1千t)	46.6% (621.6千t)	49.0% (756.4千t)	未達成

※達成状況は2018(平成30)年度実績における評価

2-1 排出量・最終処分率の削減

<排出量>

【目標】 排出量を2013年度実績以下に抑制

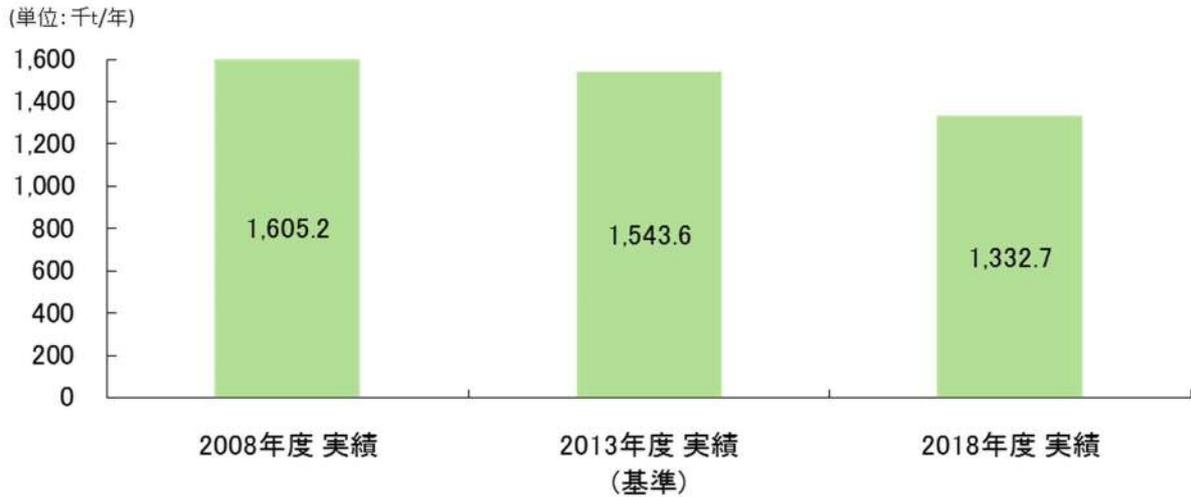


図 3-4: 産業廃棄物の排出量の推移

2018（平成30）年度における産業廃棄物の排出量は約1,330,000 tで、基準年である2013（平成25）年度と比較し、約210,000 t・約14%減量しました。

このことから、改訂した2020（令和2）年度目標は達成している状況にあります。

<最終処分率>

【目標】 排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{排出量}} \times 100$$

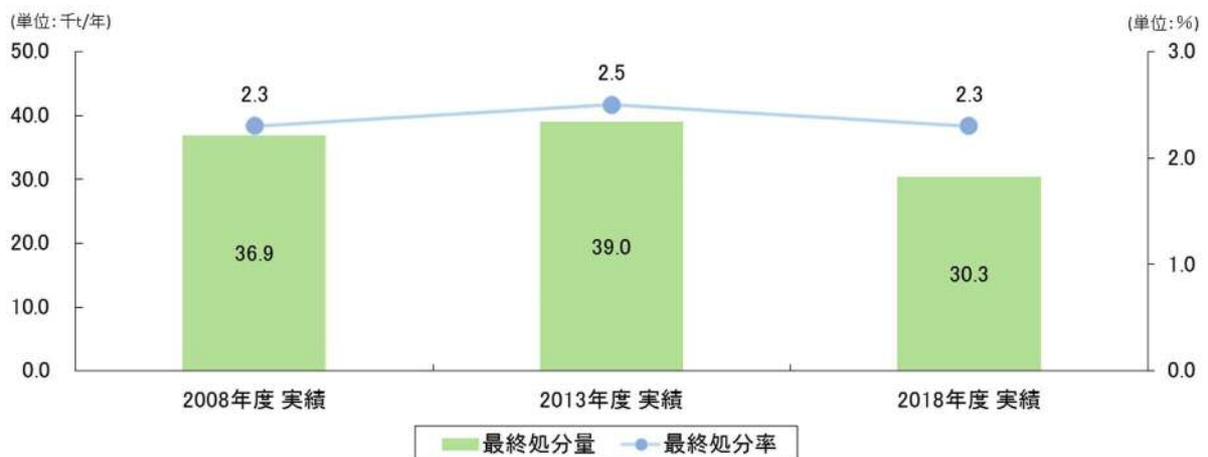


図 3-5: 産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移

2018（平成 30）年度における産業廃棄物の最終処分量は 30,300 t で、基準年である 2013（平成 25）年度と比較し、約 8,700 t を削減することができました。

最終処分量については、算定の分母となる排出量の削減等の影響もあり、目標である 2% を 0.3 ポイント上回る結果となり目標は達成できませんでした。

2-2 再生利用率の向上

【目標】 排出量に対して再生利用率を 49%以上に増加

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{再生利用量}}{\text{排出量}} \times 100$$

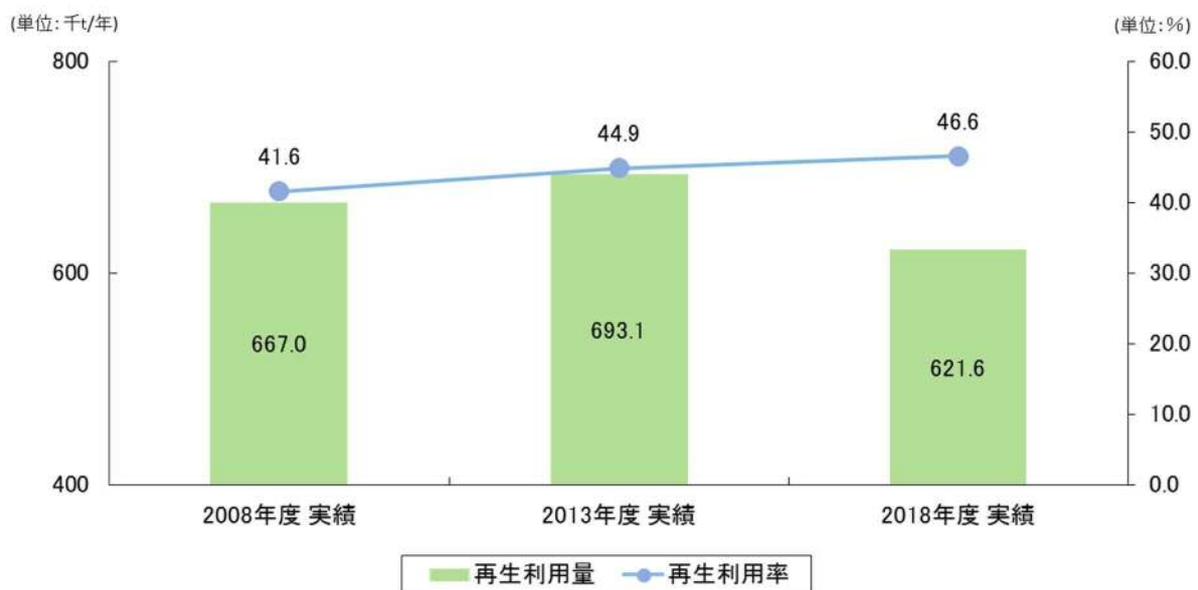


図 3-6: 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

2018（平成 30）年度における産業廃棄物の再生利用量は約 620,000 t で、基準年である 2013（平成 25）年度と比較し、約 70,000 t 減少しました。

再生利用率については、算定の分母となる排出量の削減等の影響もあり、再生利用率は 1.7 ポイントの増加となりましたが、目標値である 49%以上に増加は達成できませんでした。

第3節 主な課題

● 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化

産業廃棄物の排出量の削減については、これまでの取組により一定の効果がありましたが、最終処分量に係る目標達成のためには、さらなる取組が必要な状況にあります。今後も、最終処分量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

● 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

国連で採択された国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）において「廃棄物の発生を減らす」がターゲットとされており、「廃棄物の発生を大幅に削減」をキーワードに積極的な取組が強く求められています。

● 再生利用率の向上

がれき類、木くずなどの再資源化が定着し、再生利用率は増加しましたが、排出事業者に対してさらなるリサイクルの推進を図るよう、指導・助言を強化することで、再生利用率の向上を目指す必要があります。

● 適切なリサイクル体制の確立

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生品の使用先を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協働を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

● 適正処理の推進

産業廃棄物の排出量は減少傾向ですが、全国的に見ても最終処分場の残余容量は逼迫した状況にあります。そのため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた「発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）」の基本原則（3R）に則り、資源循環がさらに推進されるように、排出事業者に向けた適正な産業廃棄物の処理に関する情報提供などを積極的に進めていく必要があります。

- 優良事業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良産廃処理業者認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

- 不法投棄対策の強化

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的かつ効果的な適正処理に向けた取組を進める必要があります。

- 災害時における産業廃棄物の適正処理

近年では、集中豪雨による記録的な大雨により、事業所から大量の油が流出し、周辺環境に大きな被害を生ずる事案が発生しています。

このような災害時に、排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないよう、災害に対応した産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

出典：外務省ホームページ

図 3-7: 持続可能な開発目標 (SDGs)

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を構築するためには、排出事業者・処理業者・行政が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取組を図ることが重要です。

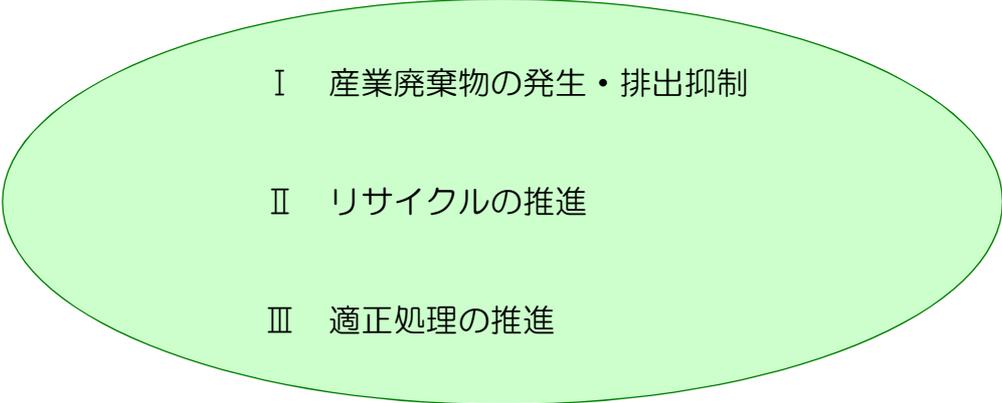
そのためには、できるかぎり廃棄物の発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能なかぎり再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。

また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

- 
- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ：産業廃棄物の発生・排出抑制

3Rの基本原則に則り、排出事業者・処理業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷削減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を推進するとともに、排出事業者・処理業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互の連携により、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

また、再生品の利用など、市民のリサイクルに関する自主的な取組が促進するよう、適切な普及啓発や情報提供を行います。

基本方針Ⅲ：適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、優良な排出事業者と処理業者の育成に努め、産業廃棄物の適正処理の推進を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I 排出量
- II 再生利用率
- III 最終処分量

2-1 排出量

本市における、2030（令和12）年度の排出量の目標を次のとおり定めます。

目標
 排出量を2018年度実績以下に抑制

表3-5: 排出量の目標

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	2018年度 実績(基準)	2030年度 (目標)
排出量	1,332.7	1,332.7
2018年度比	—	100.0%

注1: 〇部分(2030年度比)は目標を示します。

目標値設定の考え方

産業廃棄物の排出量は、これまでの排出縮減に向けた様々な取組により減少傾向にありましたが、これまでの取組が浸透していることから、今後においては大幅な減少が見込まれない状況となっています。

また、市内において企業団地の立地予定があり、経済活動の活性化が想定されていることなど、排出量の増加に関連する多様な要因が見込まれていますが、今後も市民・事業者・行政が一体となって、産業廃棄物のさらなる排出抑制に取り組む必要があります。

この考えのもと、排出量を2030（令和12）年度において、2018（平成30）年度実績以下に抑制することを目標とします。

2-2 再生利用率

本市における、2030（令和12）年度の再生利用率の目標を次のとおり定めます。

目標

排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{再生利用量}}{\text{排出量}} \times 100$$

表 3-6: 再生利用率の目標

(単位: 千t/年)

区分 \ 年度	2018年度 実績(基準)	2030年度 (目標)
再生利用量	621.6	653.0
再生利用率	46.6%	49.0%

注1: ■部分は目標を示します。

目標値設定の考え方

産業廃棄物を再生し利用の促進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならない事項となっています。今後はこれまでの取組を強化し、継続していくことで、再生利用率の向上を目指します。

この考えのもと、再生利用率を2030（令和12）年度において、2018（平成30）年度実績より2.4ポイント増加させた、49%以上とすることを目標とします。

2-3 最終処分量

本市における、2030（令和12）年度最終処分量の目標を次のとおり定めます。

目標
 最終処分量を2018年度実績に対して1%削減

表3-7:最終処分量の目標

(単位:千t/年)

年度 区分	2018年度 実績(基準)	2030年度 (目標)
最終処分量	30.3	30.0
2018年度比	—	▲1.0%

注1: 部分は目標を示します。

目標値設定の考え方

廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、新規の最終処分場の建設が困難な現状があり、全国的に最終処分場の残余容量が減少している状況であるため、最終処分量の削減は重要な事項と考えられます。

したがって、産業廃棄物の最終処分に関する目標を維持し、今後も産業廃棄物の資源化及び減量化に努めるだけでなく、バイオマスなどの新たな再生利用法の導入、事業者及び処理業者に対する適正処理に関する情報提供・相談対応などの支援により、最終処分量の削減を目指します。

この考えのもと、最終処分量を2030（令和12）年度において、2018（平成30）年度実績に対して1%削減することを目標とします。

参考：国及び愛知県の計画目標

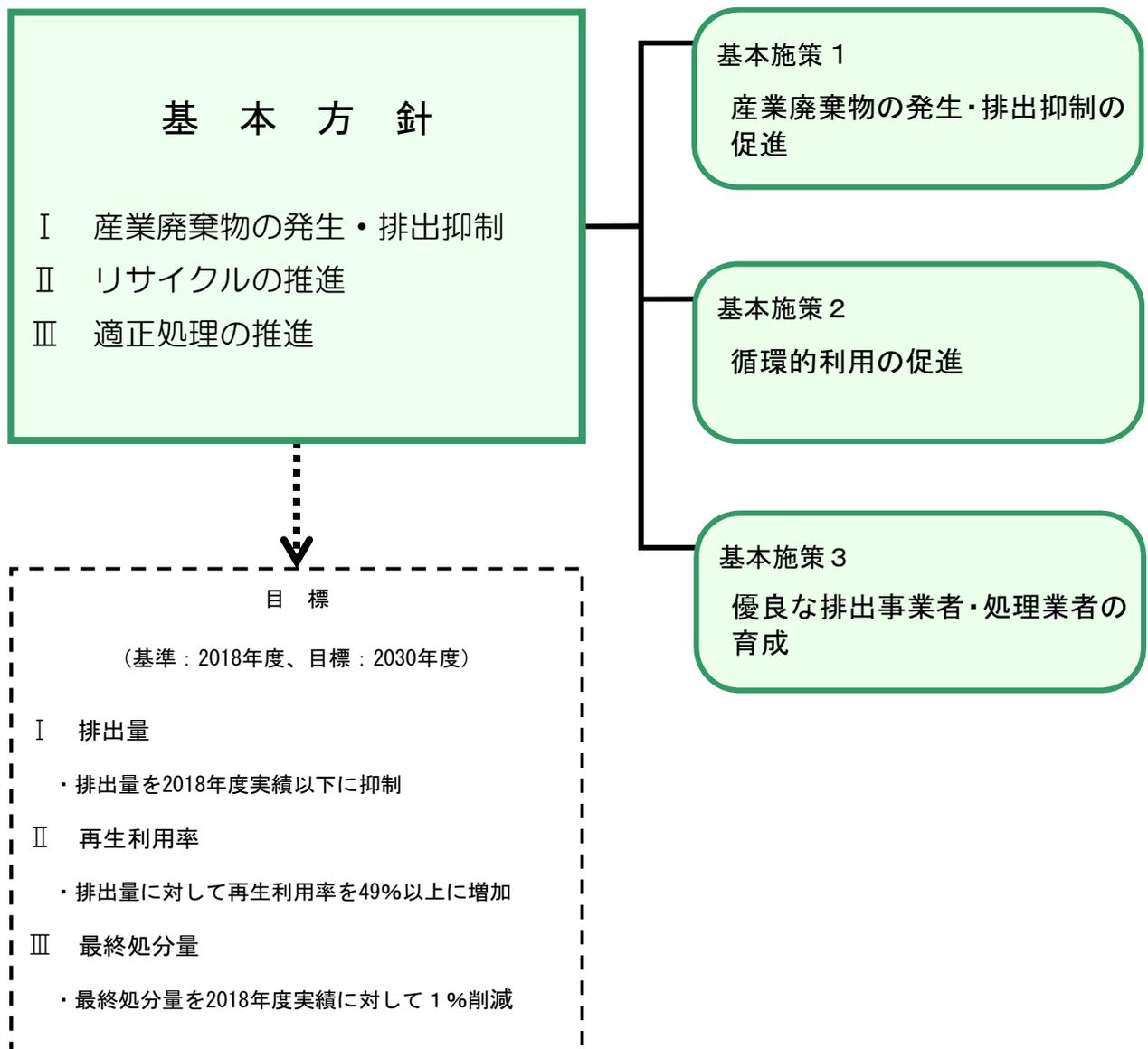
計画名	基準年度	目標年度	目標（現状に対して）
廃棄物処理法に基づく基本方針（国）*1	2012年度	2020年度	排出量 増加を約3%に抑制 再生利用率 約56%に増加 （現状約55%） 最終処分量 約1%削減
愛知県廃棄物処理計画	2014年度	2021年度	排出量 増加を約3%に抑制 再生利用率 約74%に増加 （現状約70%） 最終処分量 約7%削減

*1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(2016(平成28)年1月21日環境省告示第7号)

第3章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針を実現するための基本施策を次のとおり定め、今後の取組を次に示します。

また、今後の取組のうち重点的に取り組むものを、重点取組として位置付けます。



基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

具体的取組

➤ **多量排出事業者への指導・助言【重点取組】**

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取組を促進するとともに、「廃棄物処理法」に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。

➤ **排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実**

産業廃棄物は発生・排出抑制をすることが重要であり、そのうえで排出された産業廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にできるかぎり循環的な利用が行われるよう、最新の処理技術などの情報収集に努め、排出事業者に対し周知していきます。

基本施策2 循環的利用の促進

具体的取組

➤ 資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立【重点取組】

地球温暖化防止の観点からも、事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各製造段階において産業廃棄物の処理方法・再生利用の手法の導入を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者と処理業者との連携により、経済性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から検討するよう啓発・指導に努めます。

➤ 公共事業廃棄物の適正処理の推進

公共事業廃棄物には、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生源として大きな割合を占める一方、公共事業などはリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。そこで他の模範となるよう、「廃棄物処理法」や「建設リサイクル法」に基づき適正処理を徹底するとともに、再生資材の利用などを推進します。

➤ 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進

排出事業者に対し、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサイクルを推進します。

➤ 新たな再生利用手法の利用促進

下水処理場の消化ガスを利用した「豊橋市バイオマス利活用センター」の事例を参考に、動物のふん尿のメタンガス利用など、新たな産業廃棄物の再生利用手法の導入を促進するよう啓発に努めます。

➤ 産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、焼却処理の際に熱回収し、できるかぎり効果的な利用を行うことが重要となります。そこで、新設または、増改築する焼却施設について、熱回収設備の導入を促進するよう啓発に努めます。

基本施策3 優良な排出事業者・処理業者の育成

具体的取組

▶ 優良な処理業者の育成及び優良産廃処理業者認定制度の周知【重点取組】

優良産廃処理業者認定制度及びそのメリットを広く周知し、処理業者の認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努め、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

▶ 不適正事案への厳正な対応

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準に適合しない不適正事案に対しては、ホームページなどでの行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

▶ 地域と連携した不法投棄監視体制の強化【重点取組】

「清掃指導員制度」を活用し、不法投棄情報等の通報体制を確保することにより、不適正事案の情報収集や早期発見に努めます。

また、「不適正事案管理機能システム」により管理している、過去の不法投棄情報を併せて活用することにより、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するなどの対策を講じるなど、地域と連携した監視体制の強化を図ります。

▶ 紛争予防条例の運用の徹底

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を厳格に運用します。

また、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画に対する意見や事業者の見解、条例手続きの進捗状況などの情報を市民に広く公開します。

▶ 排出事業者・処理業者への指導・監視

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を適切に実施します。

➤ **産業廃棄物の処理に関する連携の強化**

環境保全への取組と地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

➤ **電子マニフェストの利用促進 < 新規 > 【重点取組】**

産業廃棄物の適正処理を推進するため、インターネットを利用した産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）の管理制度について周知するとともに、本市においても電子マニフェストが利用できるよう、新たな体制の構築に取り組みます。

➤ **PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発【重点取組】**

PCB 廃棄物の処分については、「PCB 特別措置法」が施行され、高濃度 PCB 廃棄物は2021（令和3）年3月末日（安定器及び汚染物等）・2022（令和4）年3月末日（変圧器・コンデンサー等）、低濃度 PCB 廃棄物は2027（令和9）年3月末日までに処理を完了することになったことを受け、市内の使用又は保管事業者の把握を行い、当該事業者へ期限内処理を行うよう促します。

➤ **水銀廃棄物の適正な処理の推進 < 新規 >**

環境省の「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき、適正な処理が図られるよう排出者に向けた情報発信を行います。

➤ **災害時における産業廃棄物の適正処理【重点取組】**

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者・処理業者に対し、災害時を想定した保管並びに緊急時の対策についての検討を促します。

また、将来的に発生することが予想されている南海トラフ地震等の大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて、排出事業者・処理業者に対してあらかじめ業務継続計画を策定するよう促します。

第4章 関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者・処理業者・市民・行政のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

1-1 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図り、再生利用に向けた取組に努めます。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認をするだけでなく、最終処分がされるまで、排出者としての責任をもって処理状況の確認に努めます。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ ISO14001 等の取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。

1-2 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、「廃棄物処理法」をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良産廃処理業者認定制度の活用を目指します。
- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。

- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。
- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入に努めます。

1-3 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入を行い、再生品や環境に配慮した製品の利用に努めます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

1-4 行政の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル推進に向け、積極的に取組を行い、目標の達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。また、電子マニフェストの利用促進に取り組みます。
- ④ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤ 産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者及び処理業者に対し、それぞれの実情にあわせた取組が行えるよう指導・助言を行います。
- ⑥ ホームページや広報紙を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑦ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑧ グリーン購入を行い、再生品や環境に配慮した製品の利用に努めます。
- ⑨ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第5章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			前期	後期	
I. 産業廃棄物の発生・排出抑制	1. 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言	●	●	
		排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実	○	○	
	2. 循環的利用の促進	資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立	●	●	
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○	
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○	
		新たな再生利用手法の利用促進	○	○	
		産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進	○	○	
	II. リサイクルの推進	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成	優良な処理業者の育成及び優良産廃処理業者認定制度の周知	●	●
			不適正事案への厳正な対応	○	○
			地域と連携した不法投棄監視体制の強化	●	●
紛争予防条例の運用の徹底			○	○	
III. 適正処理の推進	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成	排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○	
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化	○	○	
		電子マニフェストの利用促進 <新規>	●	●	
		PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発	●	●	
		水銀廃棄物の適正な処理の推進 <新規>	○	○	
		災害時における産業廃棄物の適正処理	●	●	

注1: ●は重点取組を示します。